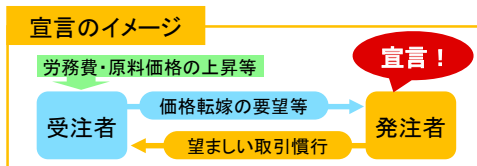


パートナーシップ構築宣言とは

業種・規模を問わず宣言できます！

規模の大小・業種にかかわらず、事業者の皆さまが「発注者」の立場で、取引先との共存共栄の関係構築に取り組むことを宣言する国の制度です。



※「発注者」としての取引行為の範囲は広く、社内の清掃委託や設備管理委託なども対象です。

※個人事業主の皆さまも宣言いただけます。
(大企業や、多くの発注先を擁する会社のみが対象となるものではありません)

どのように宣言する？

宣言文のひな型が用意されており簡単に登録できます！

事業者の皆さまが「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」で、次の事項に重点的に取り組む旨の宣言文を作成・登録します。(登録後3~4日程度で公表)

【宣言の内容】

(1) サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携
(オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等)

(2) 受託中小企業振興法に基づく
「振興基準」の遵守

【振興基準のポイント】

- ・委託事業者と中小受託事業者の共存共栄
- ・発注の改善に努める(契約条件の明確化 など)
- ・取引条件の改善(中小受託事業者からの協議の申出には応じる など)



(ポータルサイト)

宣言のメリットは？

国や県の補助金の審査で加点措置があります！

- (1) ロゴマークを使用でき、名刺などに掲載して取組をPRできます。
- (2) 国「ものづくり等補助金」などにおける採択審査で加点措置が受けられます。
※加点される補助制度はポータルサイトで公表されており、順次追加されます。
- (3) 県の補助金における採択審査で加点措置が受けられます。

R8対象 「所得向上推進企業等総合支援事業費補助金」

横展開枠: 補助率2/3、補助上限1,000万円 先進枠: 補助率2/3、補助上限5,000万円 など
※一次産業から三次産業まで幅広い業種で活用可能
※一部の対象外経費を除き、幅広い経費を総合的に支援

問い合わせ先

「宣言」の内容について

- 内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付
参事官(産業・雇用担当)付
TEL 03-6257-1541
- 中小企業庁企画課
TEL 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- (公財)全国中小企業振興機関協会
TEL 03-6228-3802

本チラシについて

- 高知県商工労働部商工政策課
TEL 088-823-9283



(令和8年4月版)